

**新型コロナウイルス対策のための特措法改正の問題点について**  
—「緊急事態宣言」の恣意的発動による「信教の自由」侵害への注意喚起として—

大会 宣教と社会問題に関する委員会

主イエス・キリストの御名を讃美いたします。

新型コロナウイルスの感染拡大が世界的に広がる中、各個教会におかれましても、既に大会執事活動委員会から配信されている「新型コロナウイルス感染症に伴う注意喚起」等の文書を参考に、感染予防のために対策がとられていることと思います。

こうした状況の中、政府は、3月13日に、新型コロナウイルス対策として「新型インフルエンザ等特別措置法」(以下「特措法」と略記)の法改正を、十分な国会審議を経ずに行いました。これは、旧「特措法」(2014年)の対象感染症に新型コロナウイルス感染症を追加することを目的とするものですが、旧「特措法」も含め、すでに各方面から問題点が指摘されています。教会の働きの視点から見ても、以下のようなところに「信教の自由」の侵害に関わってくる問題が存在すると判断されます。それらを提示し、皆様に当該問題に対する注意を喚起いたします。

**1. 「緊急事態宣言」の発動要件が不明確である**

「特措法」では、内閣総理大臣による「緊急事態宣言」の発動によって、指定された都道府県知事は市民の自由や権利を大幅に制限することが可能となります。しかし、「緊急事態宣言」の発動要件として、法律条文に示される規定は、新型インフルエンザ等の「全国かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるもの」という非常に抽象的で曖昧なものです。

政府は、「重篤である症例の発生頻度が相当程度高い」「全国かつ急速なまん延」の場合と説明していますが、「重篤」や「まん延」の基準も曖昧です。さらに、今の状況が「緊急事態」であることの「宣言」の決定には専門家の意見聴取も義務づけられてはいません。これでは、説得的根拠に依拠した責任ある説明がなされることなく、恣意的に「緊急事態宣言」が発動され、人権制限が行われたりすることに対して、なんら法的な歯止めができないことになってしまいます。

**2. 「緊急事態宣言」の発動や停止に国会がまったく関与できない。**

市民の自由や権利を制限する「緊急事態宣言」の発動は、国民の命と健康を守るために真にやむを得ない場合にのみ発動が許されるべきものです。したがって、当然、「緊急事態宣言」の発動には国民の代表であり、国権の最高機関(憲法第41条)である国会の事前承認が必要です。しかし、「特措法」では、附帯決議として国会に対す

る事前報告が記されていますが、付帯決議には法的拘束力はありませんし、そもそも法文において国会の承認は不要となっています。

さらに、「特措法」では「緊急事態宣言」の効力は最長2年ですが、1年ごとに延長手続きをとれば政府の判断次第で何度でも延長が可能となっています。そして、そのような政府の所作に対し、国会が「緊急事態宣言」を停止させる法的根拠を記していません。このように法的な歯止めを持たない上に、国民の代表として立法権をもっている国会にこの法律をチェックする法的根拠を持たせないということは、内閣及び行政の恣意的発動に対して国民の監視が及ばなくなる危険性があることを意味します。こうした仕組みは、立憲主義という憲法原則から考えると、大きな問題があると言えますし、場合によっては全体主義国家へと道を開く危険性も生じます。

### 3. 「報道の自由」「国民の知る権利」が侵害される危険性がある。

「特措法」では、「緊急事態宣言」の下において、内閣総理大臣が「指定行政機関」とともに「指定公共機関」にも「必要な指示をすることができる」と規定しています。ここには公共放送としてのNHKも含まれます。しかし、指示の内容や範囲には限定がありません。したがって、政府がNHKの報道内容に介入し、政府に都合の悪い事実は報道させないと言うことも可能です。そうした場合、NHKの報道がかつての「大本営発表」のようになり、「報道の自由」が侵害されてしまいます。同時にそのことは、「国民の知る権利」の侵害にほかなりません。

以上、「特措法」改正による「緊急事態宣言」の発動には、市民の自由と人権の侵害の危険性が、また私たちキリスト者にとっては「信教の自由」や「集会の自由」（「公的礼拝の自由」）の侵害の危険性が生じかねません。私たちの委員会はこのことに大きな危惧を持ち、深く憂慮しています。それゆえ、政府が恣意的に「緊急事態宣言」を発動し、市民の自由や人権を侵害したり、「信教の自由」を侵害したりすることのないように見張りの務めを果たしていくことを表明します。また、教会員の皆様にも、改正「特措法」による「緊急事態宣言」が発動された際に、どんな問題や危険性が生じるのかをよく知っていただきたいと願っています。

なお、今後「緊急事態宣言」の発動によって、各自治体より教会堂での「礼拝中止」や「教会施設の封鎖」の要請ないし命令が出た場合には、各個教会において、礼拝のあり方について、それぞれが主の御心をたずねることになりますが、その際には「信教の自由」、「教会の自律性」、「教会員の健康と安全」、「隣人と地域社会への安全と配慮」をも考慮しつつ、主体的、総合的に決断していただけたらと思います。

「あなたがたは世で苦難がある。しかし、勇気を出しなさい。わたしは既に世に勝っている。」（ヨハネによる福音書 16 章 33 節）

主にありて。